

令和7年9月定例会 まちづくり・魅力向上対策特別委員会（事前）

令和7年9月9日（火）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	岸本	淳志
副委員長	岡	佑樹
委員	原	徹臣
委員	大塚	明廣
委員	山西	国朗
委員	眞貝	浩司
委員	北島	一人
委員	東条	恭子
委員	竹内	義了
委員	扶川	敦

議会事務局

政策調査課長	戸川	拓司
政策調査課係長	吉田	寛子
政策調査課主任	山田	有希子

説明者職氏名

〔観光スポーツ文化部〕

部長	勝川	雅史
副部長	長谷川	尚洋
副部長	永戸	彰人
次長（連携担当）	喜羽	宏明
次長（文化振興課長事務取扱）	伊澤	弘雄
にぎわい政策課長	原田	敬弘
にぎわい政策課交流拠点室長	小溝	良子
観光企画課長	原	裕二
観光誘客課長	高木	真郷
万博推進課長	渡部	芳枝
スポーツ振興課長	久次米	和成
スポーツ振興課交流拡大室長	松本	美和
文化振興課文化創造室長	漆原	学
文化資源活用課長	溝杭	功祐
文化の森振興センター所長	藤井	博
文化の森振興センター副所長	石炉	久美子

〔知事戦略局〕

局長	吉岡 健次
プロジェクト統括監	木野内 敦
秘書室長	一ノ宮 哲也
政策推進室長	高木 和久

〔生活環境部〕

交通・生活安全担当部長	佐藤美奈子
交通政策課長	橋本 貴弘

〔県土整備部〕

プロジェクト担当部長	神原 聡
副部長	以西 芳隆
県土整備政策課長	脇谷 浩一
都市計画課長	山下 賢志
都市計画課まちづくり室長	桂野 孝
営繕課プロジェクト室長	齋藤 実
港湾政策課長	村上 宗用

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料）

【報告事項】

- 新ホール整備の事業者再公募に向けたヒアリング結果等について（資料1）
- 他県におけるアリーナの主な用途について（資料2）
- 「とくしまマラソン2025」収支決算について（資料3）
- 「とくしまマラソン2026」について（資料4）
- とくしまマラソン新コースの概要について（資料5）
- 「大阪・関西万博」の取組状況について（資料6）
- 国際定期便について（資料7）

岸本淳志委員長

ただいまから、まちづくり・魅力向上対策特別委員会を開会いたします。（10時31分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

勝川観光スポーツ文化部長

それでは、今定例会に提出を予定しております案件につきまして、説明資料により、御説

明を申し上げます。3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

一般会計につきまして、関係する4部局の補正総額として、総括表一番下の合計欄の左から3列目に記載のとおり、9,650万円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は、88億795万9,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に観光スポーツ文化部関係につきましては、総括表の一番上の欄、左から3番目に記載のとおり、5,450万円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は、32億6,181万8,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に部別主要事項につきまして、御説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。観光誘客課でございます。運輸交通対策費の韓国国際線利用促進事業では、韓国定期便を利用し徳島阿波おどり空港へ来られる外国人旅行者に対し、県内周遊交通パスを配布するとともに、韓国で開催される旅行博等に阿波おどりを派遣する経費として、3,650万円を計上しております。

スポーツ振興課でございます。計画調査費のとくしまマラソン新コース実施計画策定事業では、新コースでの開催を予定している2027大会を安全かつ円滑に開催できるよう、大会運営に係る実施計画を策定する経費として、1,800万円を計上しております。

8ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。

にぎわい政策課の地方創生の深化のための支援費では、令和8年度開催の大規模イベントを支援するため、準備等に要する経費について、年度を超えて執行できるよう、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上が、今定例会に提出を予定している案件でございます。

続きまして、この際、7点御報告をさせていただきます。

まず、資料1を御覧ください。新ホール整備の事業者再公募に向けたヒアリング結果等についてでございます。新ホールの公募型プロポーザルを中止したことを踏まえ、再公募に向け、7月から8月に掛けて、事業者6者、業界団体2者にヒアリングを実施いたしました。

主な意見を御紹介しますと、まず、建設業界の現状としまして、工事費は上昇を続けており、今後の予測がつきにくい。大手事業者は都心の大型プロジェクトなどに注力している状況、といった現状を伺っております。

参加表明に至らなかった理由としましては、参加を検討したが、要件を満たすJVを組めなかった。資材費等が高騰する中、コスト面で厳しいといった御意見を頂いております。

また、その他として、設計施工一括発注方式以外の手法も検討してはどうか、管理運営の提案ができれば可能性が広がるのではないか、との御意見も頂きました。

2ページを御覧ください。3、再公募の方向性でございますが、ヒアリング結果を踏まえ、機能的な新ホールを可能な限り早く、ローコストで整備するため、民間の知見を生かした提案を広く募集したいと考えております。

具体的には、記載のとおり、施設整備に当たり、工期、金額、仕様は維持する方針の下、事業者の参入促進や負担軽減に向けて参加資格要件の緩和と提出書類の簡素化とともに、提案に管理運営を含めることの検討や提案の質的向上を図るため、公募中に事業者との対話を

実施することなど、準備が整い次第、速やかに再公募を開始し、審査会を経て早期の優先交渉権者決定を目指したいと考えております。

資料2を御覧ください。他県におけるアリーナの主な用途についてでございます。本資料では、本県が示しております目指すべきアリーナと同規模のアリーナの概要をお示ししております。

詳細な説明は省略させていただきますが、いずれのアリーナにつきましても、プロスポーツ、ライブ、イベント、MICEなどの開催が可能であり、スポーツ振興や音楽をはじめとしたエンターテインメント、学会・展示会などを開催することで、県内外から多くの人を誘客し、新たなにぎわいを創出することができる施設となっております。

次に、資料はございませんが、アリーナ実現のための市有地の活用に向けた徳島市との協議状況について御報告をいたします。さきの6月定例会において、県といたしまして、徳島東工業高校跡地をアリーナ候補地として、その多くを所有する徳島市と具体的な協議に入ることを表明いたしました。

その後、徳島市と具体的な協議を進め、先月、アリーナ実現のための市有地の活用について正式な協力依頼を行ったところでございます。

これを受け、先週の徳島市議会9月定例会の開会日に、遠藤市長から、徳島東工業高校跡地の市有地について、聾学校跡の県有地と等価交換などにより活用することが今後のまちづくりを進める上で最善であると考えており、この件については、今市議会での議論を踏まえた上で、正式に県に対して回答したいとの御発言があったところでございます。

今後も、引き続き徳島市議会の議論を注視してまいりたいと考えております。

資料3を御覧ください。とくしまマラソン2025収支決算についてでございます。

収支決算については、去る9月2日に開催されましたとくしまマラソン実行委員会総会において、御承認を頂いたところであります。収入の部の決算額としては、合計で、2億775万7,290円、支出の部の決算額としては、合計で1億9,686万4,431円となっており、6月の定例会にて御報告いたしました見込額から大きな変更はございません。

続きまして、資料4を御覧ください。とくしまマラソン2026についてでございます。1ページを御覧ください。収支決算と同じく、9月2日に開催された実行委員会総会において、事業計画及び収支予算の変更について、御承認いただいたところであります。

6月に御報告いたしました内容に加えて、新たに決定した事項といたしましては、参加者の募集期間を令和7年9月30日から11月30日までとし、ゲストには、前回大会にもお越しいただいた小山直城さん、小林祐梨子さん他を予定しております。

2ページを御覧ください。次に、収支予算でございますが、6月に御報告いたしました当初予算と比べ、収入、支出ともに1,736万円の増となっております。

主には、先に御説明させていただいた、とくしまマラソン新コース実施計画策定事業に係る県負担金収入及び委託費支出を計上したため、増額となったものでございます。

続いて、資料5を御覧ください。とくしまマラソン新コースの概要についてでございます。

令和9年からの新コースについては、実行委員会内にコース検討部会を設け、専門家や市民ランナー、関係機関などの御意見をお聞きし検討してまいりましたが、去る9月の実行委員会総会において、概要が決定されたところでございます。

新コースは、とくぎんトモニアリーナ前をスタートし、田宮街道、しらさぎ大橋、徳島環

状線を通り、北島町から鳴門市へ抜け、ポカリスエットスタジアムをゴールとする経路となります。

堤防が大部分を占める現行のコースと比べ、市街地を基本としてランナー同士が擦れ違う区間を拡大することにより、沿道での応援の増加やランナーの一体感の創出が見込まれる魅力あるコースとなっております。なお、開催日は令和9年3月14日を予定しております。

資料6を御覧ください。大阪・関西万博の取組状況についてでございます。

まず、1の関西パビリオン徳島県ゾーン来場者数につきましては、8月31日時点で累計40万3,223人、1日平均で2,512人となっており、目標来場者数の42万人に対し、想定を上回るペースとなっております。

2の万博誘客促進事業（ワンコインクーポン）につきましては、これまで多くの皆様に御利用いただいており、8月31日をもってクーポン配布を終了させていただきました。

クーポンの配布枚数は10万4,392枚、利用者が1万892人となっております。

3の教育旅行支援事業につきましては、7月31日までに入場した児童生徒数は6,692名、学校数が50校ということになっております。

4の万博会場内催事につきましては、記載のとおりでございます。

資料7を御覧ください。最後に、国際定期便についてでございます。

まず、香港国際定期便につきましては、9月1日から当面の間、全便運休となっております。当便を運航するグレートベイエアラインズからの発表によりますと、香港において広まった日本の大地震や大津波などの風説によるインバウンドの激減により、路線を維持する収支が見込めなくなったためと伺っております。

今後につきましては、定期便の有無に関わらず、引き続き重要市場である香港からのインバウンド誘客に取り組んでまいります。

次に、韓国国際定期便につきまして、イースター航空より運航計画の変更について発表がありました。冬ダイヤ期間中の令和7年10月28日から令和8年3月28日までの間、韓国発便が、午前10時10分発に、徳島発便が午後1時5分発に、それぞれ変更がございます。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

神原県土整備部プロジェクト担当部長

それでは、提出を予定しております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の左から3列目の補正額の欄、下から2段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、4,200万円の増額をお願いしております。

その右隣の計の欄には、補正後の額を記載してございますが、52億4,933万6,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳の欄に括弧書きで記載しております。

7ページを御覧ください。補正予算に係る部別主要事項説明でございます。

港湾政策課でございます。港湾補修事業費として、4,200万円の補正をお願いしております。

9ページを御覧ください。繰越明許費でございます。適正な工期の確保と、建設現場の働き方改革をより一層推進するための繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

今回、新たに御承認をお願いする事業の翌年度繰越予定額を記載してございます。表の最下段、右から2列目の翌年度繰越予定額の欄に記載のとおり、都市計画課ほか1課の合計欄につきましては、10億3,900万円となっております。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岸本淳志委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

山西国朗委員

私からは、大阪・関西万博で配布をいたしましたワンコインクーポンについて、お伺いしたいと思います。

この事業はネットでも大変話題になって、インパクトもありましたので、一定の効果が見込めたのではないかと考えております。

大阪・関西万博の関西パビリオンの徳島ブースで配布をして、徳島行き高速バス、あるいはフェリーが片道500円で利用できるクーポンだということでありました。

ところが、フリーマーケットサイト等で転売されていたということで、不正使用、目的外使用のおそれがあるということです。

この間の経緯についてお伺いしたいと思いますが、県としてどのように把握をし、どのような対策を打っていたのか、お伺いいたします。

渡部万博推進課長

ただいま、山西委員より、大阪・関西万博で実施しましたワンコインキャンペーンのクーポンの転売について、状況と対応について御質問を頂きました。

このクーポンにつきましては6月以降、複数のフリーマーケットサイトで出品されていることを確認させていただいております。

キャンペーン開始時から関西パビリオン内、徳島県ゾーンにおきまして、クーポンの配布時に本人のみ使用可能であること、譲渡・転売禁止であることを、直接、十分にお伝えさせていただきまするとともに、クーポンの券面やキャンペーンサイトにも、この旨を記載・掲載し、注意喚起を行ってきたところでございます。

また、配布時には、クーポンへ氏名と居住地の都道府県名を記載してもらうことで、譲渡・転売に対する抑止力を高める工夫を行ったところでございます。

さらに、フリーマーケットサイトは、こまめに監視をしております。出品が確認された場合は、サイト運営者及び出品者に対しまして取下げを求めてきたところであり、この結果、実際に出品の取下げにつながった事例もございます。

また、キャンペーンを8月末に終了すると告知させていただきましたが、駆け込み利用が見込まれる8月末のキャンペーン終了前には、クーポンが適正に利用されますよう、各交通

事業者に対しましても販売窓口での本人確認につきまして、改めて協力を要請いたしまして、県としましては、できる限りの対策、対応を行ってきたところでございます。

山西国朗委員

できる限りの対応を取ったということは理解をしております。

そもそも、キャンペーンを実施する前から、担当課として恐らくこういう想定はある程度されていたのだらうと思っています。

一方で、紙のクーポンというのは、当然こういう不正使用というのが想定されるわけですし、紙以外の方法というのにも検討されたのかどうか、お伺いいたします。

渡部万博推進課長

山西委員より、クーポンの紙以外の方法について検討されたのかという御質問を頂きました。

キャンペーンを実施する前にそういったことも懸念されましたので、デジタルで管理できるシステムも必要ではないかと協議したのですが、このキャンペーンにつきましては万博期間中の6か月間の限定期間で実施するものでございまして、高度なシステムを導入するにはシステム構築のための経費が高額になるということと、利用される方の受取や使用の際の利便性の低下、特に高齢者の方がシステムを使うとなると難しい面もございます。

また、配布時やチケット窓口でのオペレーションが複雑化してしまうといったマイナス面もありましたので、今回はできる限りの対策を取って、紙でのお配りとさせていただいたところでございます。

山西国朗委員

できる限りの対策は取ったものの、個人間で売買されたりとか、ネットを介しない方法で売買されたら、100%監視するというのはなかなか難しいと思います。

つまり、県が今把握できている以外に、不正に使用されたおそれはあるという認識でよろしいでしょうか。

渡部万博推進課長

こちらに関しましては、フリーマーケットサイトで出品された場合には、クーポンに固有のナンバーを付けておりますので、そちらのほうで把握できた場合は、交通事業者等と共有させていただいたので、それにつきましては、できる範囲内で不正な利用を阻止することができたのかなと思いますが、固有のナンバーを目隠しされた状態でフリーマーケットサイトに出品され、購入されたものについては、残念ながら使われたものもあるかと思っています。

それについては、こちらでの把握は難しいと思っております。

山西国朗委員

渡部万博推進課長と私の認識は一緒に、当然把握しきれない部分もあったと思いますし、税金でやっている事業ですから、そのことは、行政がやる限り重く受け止めなければならないし、今後に生かしていかなければならないと思っています。

それで、今回の議会でも、韓国便を利用した訪日外国人旅行者に対して、県内を周遊できるバス乗車券を配布するというキャンペーンが予算で上がってきております。

この事業は、恐らくバス事業者が販売しているチケットを配布するというもので、先ほど質問でやり取りしたように県がクーポンを作るわけではないと思いますが、この事業において、そういった不正使用のおそれはないのかどうか、どういう認識かお伺いします。

高木観光誘客課長

ただいま、山西委員より、今回のTOKUSHIMA BUS PASSに関しての不正利用の可能性という御質問でございます。

TOKUSHIMA BUS PASSにつきましては、平成30年から県と徳島市交通局、バス会社等が連携して販売をしているものでございまして、一般の販売価格としましては、大人2,000円で、徳島バスと徳島市営バスの全路線・全区間が、希望する二日間、乗り降り自由となるようなものでございます。

このTOKUSHIMA BUS PASSを国際定期便の就航以来、国際定期便で来県された外国人の方のうち、希望者の方に空港で無料で配布するという事業の建て付けになっております。

具体的な配布方法といたしましては、まず定期便を御利用されて徳島空港に来られた方のうち、希望者の方が空港1階の総合案内所におきまして、パスポートと搭乗券の半券をスタッフに提示するという形を取っております。

ですので、搭乗した方以外は受け取ることができないという仕組みになってございます。

今後、空港の配布時に、利用は本人のみであるという周知を改めて行うなど、不正利用につながらないように努めてまいろうと考えております。

なお、私どもでフリーマーケットサイト等を確認した限りでは、今のところ出品は発見されてございません。

山西国朗委員

こちらのキャンペーンも、できる限りの対策を取っていただきたいと思います。

この事業自体を否定するつもりは全くなくて、どんどんアグレッシブにチャレンジしていくと。そして県内に、いろんな方に徳島を訪れていただくということは大変重要な施策であると思っていますが、ただただ割引券を配るとか、ただ券を配るとかという単純なことは時代的に許されないのかなと思うのが、ファストフード店の問題もありますけれども、配布するプロセスも含めて、今問われているんだろうと思いますし、行政がやる以上、原資は県民の皆様方からお預かりした税金であるという意味でも、さらに民間よりも徹底した不正使用の防止に取り組んでいかなければならないと思います。

最後に、今後いろんな事業でこういったキャンペーンが行われると思いますけれども、今回の事態、事案を今後どのように生かしていくのか、お伺いしたいと思います。

高木観光誘客課長

ただいま、山西委員から、今後の不正使用防止の取組についてどのようにしていくのかという御質問でございます。

クーポンの配布自体は、他県事例を見ましても、観光施策としましては一般的な事例では

ございますが、紙のクーポンにつきましては、こういった事態が起こりやすいというのは我々も改めて認識をさせていただきまして、例えば電子クーポンでありますとか、より不正が起こりにくいような形、ＩＣカード導入とか、いろいろ方法はあると思いますので、そのあたりは本人確認でありますとか、そういった人的な事故が起こりにくいスキームを今後の事業構築におきましては十分研究してまいりたいと考えております。

山西国朗委員

不正使用については、厳しく対応していくという姿勢を持ちながら、いろんな施策に当たっていただきたいと思います。

北島一人委員

私からは、昨日も経済委員会で質問させていただきました新ホール整備の事業者再公募に向けたヒアリング調査に関して質問させていただきます。

今日の徳島新聞にも報道もされております。ニュースにもなりましたがけれども、今月内に再公募をするという知事の答弁でございました。

公募の内容につきましては、従来どおりでは事業者がゼロだということで、様々な手法を考えていくということの中で、ＰＦＩとか、明言はございませんでしたがけれども、そういったことも考えてというお話でございました。

昨日、そういった答弁を頂いて、いろいろ考えていたというか、調べてもみたのですが、まずＰＦＩ等々でやる場合、なぜＰＦＩでやるのかというところを、まず考えていかなければならないと思います。

というのは、これまでの場合は工事費だけの契約でした。今度ＰＦＩになれば、10年、20年先の維持管理まで含めて契約をするということになります。

これが従来のやり方と、仮にＰＦＩでやった時の、お金をどれだけ県が出して、そして出したお金に対してどれだけサービスが返ってきたか。ＰＦＩを考えるときは、value for money、いわゆるＶＦＭという支払ったお金に対してどれだけ高い価値のサービスを供給できるかということが、まず大前提になって、ＰＦＩでするほうが有利ですよねとなれば、そういったやり方を採用するというのが通常考え方だと思います。

月内に再公募するということですが、現段階で、この事業に対するＶＦＭの試算等々をされているかどうか、まず教えていただけますでしょうか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

北島委員より、新ホールの再公募におけます考え方に関して御質問を頂きました。ＰＦＩでやる場合の、その前提となる考え方等についてでございます。

北島委員がお話しのとおり、通常、一般的なＰＦＩ事業といいますのは、事前に導入可能性調査を行いまして、本来その対象事業をＰＦＩの手法でやるのかどうかというのを明確にしてから行っていくと。その際にＶＦＭ、その金額に対して得られるサービスに関して、どの程度メリットがあるかということも見ていくという考え方になっております。

本県におけます新ホール整備の再公募の形というのは、まだ具体化を進めているところでありますが、例えばＰＦＩ的な形で行うことになった場合におきましても、法定ＰＦＩによ

る長い期間を要する事前の調査ですとか、当初の仕様固めのような形というのは、早期整備の考えに合わない部分がございますので、それはできるだけ避けたいと考えるところでございます。

その上で、どうしていくのかという部分につきましては、PFI法によらない民間提案の手法というのもございます。

近年、他の自治体におきまして、そういう手法で実際に事業者選定を経て、事業が進んでいっている事例もございまして、我々もそのあたりを勉強しながら、今具体化を進めております。

例えば、事業者から提案を受ける、その中に維持管理も提案として入っている。導入可能性調査を行わない場合、我々がこれまでに示しております早期整備プランにおける施設の管理運営の考えですとか、ハード面の維持管理においては、今お示ししている仕様をベースに民間からより良い提案を頂く、それらを含めた総合的な審査の結果として、優先交渉権者を選ばせていただく。

優先交渉権者を選ぶというのは、必ず契約しなければならないというのではなくて、これは昨日の経済委員会で申し上げたところでありますが、契約相手として一番手に並んでいただくというような形ですので、内容についてはしっかり協議をして、状況によりましては県民の皆様、県議会の皆様に、しっかり説明、お諮りをして契約締結という形になると考えております。

また、一般的なPFIと違う方法としまして、一般的にPFIの場合は、施設の設計や施工や管理運営まで含めた一体的な契約をすることがほとんどかと思えます。

これも我々の公募の考え方、また民間の提案にもよりますが、設計、施工、管理運営のところの契約を別々にして、具体化に伴ってより詳細な契約内容ですとか、議会、県民の皆様にその都度、更に説明を重ねてプロセスを進めていくというような方法もございます。

さらには、今、検討事項として御報告した部分であります、事業者との公募段階での対話というものも検討しております。

これによりまして、実際の導入可能性調査ですとか、当初の仕様固めによる期間的なメリット、また途中交渉が困難になるようなデメリットの部分もできるだけ解消しながら、早期整備につなげていきたいと考えるところでございます。

北島一人委員

様々に考えられているということは理解できましたけれども、月内で本当にそれができるのか。

今の段階で言えば、県はどういうものでも聞きますというか、事業者の皆さん教えてくださいという姿勢なのかな。その中でいいものを選んでいくという姿勢だと思いますけれども、まず一点、本来入札であれば透明性というのが非常に確保された制度の中でやっておりますけれども、今の御説明の中では、きちんとした制度がないまま、よくいえば柔軟性のあるやり方だと思います。しかし、こういったやり方で問題となるのは、大事なのは税金を使う部分ですので、それが本当に適正なものかというチェックであったり、透明性を確保すべき、しないといけないと思うのですけれども、そういったところに関しては、どういうふうに考えておられますか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

北島委員より、再公募における透明性、また事業等の全体の透明性に関してお尋ねいただきました。

透明性につきまして、まず公募段階における、我々発注者となる県と事業者との対話というのが一つ出てまいります。

例えば、参加表明が複数者あった場合、複数者と対話しながら最終的な技術提案の質的な向上を図ったり、あと県が求める大枠以上の不要な提案を外していくという意味合いもあるのですが、これにつきましては、もちろん対話内容につきましては公表していく。できるだけスピード感を持って公表していきたい。他の自治体でも対話を重ねる時にはそういう形を取っております。

これは外部に向けての透明性というものに併せまして、複数者が参加表明している場合でしたら、特定の事業者とブラックボックスの中で会話をしているというのはルール上、許されることではありませんので、スピード感を持って公表していくことで、関心を持っていたいる事業者それぞれが持っている情報をしっかり同じにしていくという意味もございます。

この手法でいくのならマストの項目で、優先交渉権者との最終的な協議ですとか、あと、もし契約を区分したときの中身につきましても、当然議決が必要なことはもちろんですけど、それ以外につきましても議会への御報告、また県民の皆様への公表等はやっていかないと、いつの間にか何か契約しているとか、例えそれが予算上、契約の決議案にならない項目があったとしても、いつの間にか終わっているという形では説明が付きませんので。

そこはルールを守ったらそれでいいというのではなくて、可能な限りの説明をしてまいりたいと考えています。

北島一人委員

今後、進めていかれると思いますので、きちんと公表、報告いただくということで、それに関してはチェックを行っていきたいと思います。

昨日の経済委員会でもありました今回の分について、資料にもありますが、施設整備に当たり、工期、金額、仕様は維持ということです。

もう一つ維持しないといけないと思うのですが、旧文化センター跡地との比較の議論が昨年ありました。令和6年6月定例会です。維持管理費についてです。

旧文化センターの跡地の年平均の維持管理費につきましては3億4,600万円で、藍場浜西の場合は2億4,300万円で、約1億円安いからと、優位性があるというような本会議での知事の発言でしたけれども、当然PFI、いろいろ変わるかも分かりません。

仮にPFIとした場合、維持管理費もばんと入ってくるのですよね。すごく嫌らしい言い方をしたら、工事費は見た目164億円です。だけど維持管理費はどんと上がっているという状況になっては絶対いけないと思います。

ここまで金額、工期、仕様を維持するとなれば、維持管理費もきっちりと答弁された金額でいかないと、これこそ透明性がなくなってしまう。

維持管理費の考え方、どういうふうにならされているのか教えてください。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

北島委員より、再公募に向けての将来的な維持管理コストに関する御質問でございます。

北島委員のお話にありましたとおり、昨年の本会議におきまして従来案との面積ベースにした考え方でのランニングコストの数字をお示ししております。

この中で年間約1億円、約3.5億円と2.5億円の比較で約1億円というようなお話もあったと思います。そのあたり我々も認識しております。

現在の仕様書におきましては、新ホールは1万2,000㎡程度を超えないようにという形でお示ししております。

延床面積が大きくなりましたら、仕様や機能は同じでありましても、その分どうしてもハードを管理するコストが掛かってまいります。

ですので、それを超えないでアンダーで来てくださいということもお示ししております。

それがランニングコストを重視していくという指定の一つでございます。

あと、将来的に何らかの提案があった時の数字につきましても、当然ながら、これまで県が説明してきた内容、また将来的な施設の維持管理に当たっての、その時の相場感ですとか、そのあたりを重視していきたいといいたすのと、もう一つ、同時に管理運営の提案を検討しておりますが、実際に頂くことになったら、これまでも県としましては、設計施工と並走して管理運営の視点を入れて、いいものにしていくという考えをお示ししておりました。

これがさらに、最初からそういうチームがあるということになりますと、その考え方によってランニングコスト等を視野に入れた効率のいい施設になる可能性が高まるという部分もございます。

ですので、ハードはどうか乗り切ったけれど管理運営は幾らになってもいいというのはなくて、長期的に文化施設の拠点としての役割を考えたら、それこそ肝になってくるという認識の下で、しっかりその数字も伝えていきたいと考えてところです。

北島一人委員

ここには出ていなかったもので、非常に気になったところございました。大きな金額、税金ですので、その辺については、きっちり透明性を確保していただきたいと思います。

そして、最後なのですけれども、旧文化センター跡地の整備につきましては、公共施設の集約化の国からの補助ですかね、それが使えたと思います。

最終的にはどれぐらいかというのは、なかなか最後まで行っていないので分かりませんが、7割、8割近くは国から頂いて、あと2割、3割を県のお金で整備できるということでしたよね。見込みで半分ぐらいですか。

では今度、PFIもそういった補助があると。今の御答弁の中でPFIでもなく、様々な手法、公募の仕方を考えてとなったときに、全部県のお金でするわけにはいかないと思うので、いかに国のほうから集約化とかの補助をもらうかということを考えていかなければならない。

そういった中で、こういった手法、やり方というのは当てはまっていくのかどうか。今の見込みでどういうふうに、何か考えられているのであれば教えてください。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

北島委員より、藍場浜西エリアにおける財源に関する御質問を頂いております。

現在、再公募に向けての公募の形の具体化というのを進めていく中で、財源の活用というのは検討の中でも重要なポイントの一つとして考えております。

これまでも有利な財源を使っていくという御説明をしましりましたので、やり方を変えたとしても、そのポイントはぶれのないようにしたいという考えです。

他県におきます様々な手法での施設整備において、どのような財源が活用されているかというところも見せていただいて、また財源メニュー等、国の補助金等も新しい物が出てきてまいりますので、そのあたりもどういうやり方だったら使えるのか、その手法ごとに、さらに県としてどういう配慮をしたら、そのメニューが使える可能性が広がるのかというところも押さえながら、先ほど一つ、事業債のお話がありましたが、それに匹敵するような、若しくはそれが使えるような形で考えたい。

手法を先に決めた結果、この財源が使えないので純粋に県負担が大幅に増えたとか、そういうことのないように、今検討を進めるところでございます。

北島一人委員

いろいろ質問させていただきましたけれども、全体的に私が思うのは、今月内に再公募する、非常に焦りが見えてきます。本来、県民の皆さんは中身というか、安くいいものを作るというのが大前提であります。それが今、県の方向性もまだ決まっていない、それを事業者の皆さんに教えてくださいという状況の中であるというのは、後々様々なリスクが出てくるのかなと思います。

ですので、私は、じっくり考えていただきたい。

時間だけ、早期整備という枕詞を付けていますけれども、ここまで来たら、早いだけがいいのではないと思います。

当然、知事の公約というのものもあると思いますけれども、もう一度立ち止まって、マスコミというか、報道にもありますけれども、本当に立ち止まって、本当にいいものを安く。きちんとした明確な県の姿勢というの、もう一度明確に確立させた上で、事業者の皆さんとお話をしていくという方向を作っていただきたい。そういった取組をしていただきたいと思います。

今後、我々の会派も代表質問、また付託委員会もありますので、そういったところで疑問をさせていただきたいと思います。今日はいろいろ確認だけさせていただきました。

扶川敦委員

私もホールのことでお尋ねをいたします。

昨日の質疑の様子は、県土整備委員会が早く終わったので、モニターで見せていただきました。

ヒアリング結果についての説明がされましたので、一つ一つ私の意見を踏まえながら確認していきたい。

まず、資料では、資材の高騰や工事費の上昇といった問題、あるいは大手業者の多忙や手持ち工事の多さといったことがやはりあったと。これは全国的によく言われているようなこ

とで、これが確認されたということです。それは全国的にも同じようなものだろうとコメントもあったと思いますけれど。

しかし、それ以外にヒアリングの中で応募できない理由があるということで、参加要件として、過去の建築実績や技術管理者の配置義務付けといったようなことが厳しすぎる。さらにプロポーザルの技術提案書の作成が大変だという声もあったと。

こういうことがヒアリングで分かったことで、これについてきっちりこれから対応していくということは、それは実際にハードルを下げる役割を果たすと思うのです。スムーズに事業を進めるために一定の評価ができると思いますが、そういう理解でよろしいですね。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、前回のプロポーザルの中止を踏まえたヒアリング結果に関して御質問を頂きました。

全国的な工事費の上昇に加えまして、今回我々の求めた実績ですとか、技術者等の要件が厳しかった、またそれを満たすのが難しかったというところにつきまして、再公募におきましては、間口を広げるという意味におきましても、そのあたりの緩和を検討しているところでございます。

単純に下げ過ぎますと、提案自体の質の低下にもつながりかねませんので、そこは慎重にラインというのは考えなければならぬと考えておりますが、それを実現することによりまして、確実に関心を持っていただく事業者ですとか、参加表明の可能性自体は上がるものと認識しております。

扶川敦委員

質の低下を招かないような配慮をするというのは当然だと思いますが、お役所の仕事というのは書類仕事が多くて大変だというのは、我々、実際に何かお願いしようとするときよく感じますので、こういうのは歓迎だと思います。

それから、大型プロジェクトで応募者がいない状況というのは全国で発生しておりますが、こういう問題にどう対応しているのかということを、実は夕べ帰ってA Iに聞いてみました。

そうすると、参加資格や要件実績や配置、技術者の条件が大変だとかいうようなこと、それからプロポーザルの負担が大きいということも、同じように指摘されていました。これは物価高騰以前からあった問題ですね。

ですから、これに対応していくというのは、そういう意味でも是非必要なことだと思います。今回のことがなくてもです。

それから、ヒアリングの結果では、設計施工一括発注方式以外の方法も検討するという話がありました。

これが昨日の質疑の中で私はすっかり頭に入って来なかったので、P F Iなどの手法のことなのだろうと思って、いろんな手法があるのだということも、一応これもネットで調べてみました。

いろいろありますね。P-P F Iというものもある、B T Oというものもある、それからB O Tというものがある、それからコンセッション方式というものもある。これもみんなP F Iの一種らしいです。非常にいろんな方式があるのだなと。

今並べた中で、具体的にこういうやり方、どれが一番考えに沿うのか、お考えは持っていますか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、公募の形、整備手法に関する御質問を頂きました。

PPP/PFIの中で、PPP/PFIと言っても分かりにくいのですが、官民連携で民間のノウハウを生かしながら事業を進めていくということにはなるんですが、様々な手法がある中で今どれになるか、どれが近いかというお話でございました。どの手法が近いかというところも含めて、まず我々がどういうやり方で何を求めていくか、質やスピード感をどう担保していくかということの検討の中で、その結果、形が見えてくるというものかと考えております。

ですので、このやり方が近いというのではないですが、一般的な法定PFIのような、更にここから1年、2年掛けて事前調査をしてやっていくということは考えにくいと思っております。

また、前回のような設計施工一括発注は、今回県の方針としまして仕様や金額や工期、これを維持していくという考えでおりますので、同じ手法で繰り返しても結果に結びつけるのは難しいのではないかと考えております。

そんな中で、最終的にどの形が近いのかということに関して、今、具体は申し上げられませんが、最も実現可能性の高い方法を選びまして早期に開始できればということで、今、検討しているところでございます。

扶川敦委員

こちら辺が、まだ見えていない中で、1か月の中でやっていくわけですから、なかなか大変と思いますが、是非、早急に決めていただきたいと思います。

それからヒアリングで参加検討していたが要件を満たすJVが組めなかったということ、これは昨日も説明がなかったですが、どういう意味なのですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、ヒアリングの結果についてお尋ねいただいております。

参加を検討していたが要件を満たすJVが組めなかったということにつきましては、例えば、一事業者が我々の求める実績や資格を持っていたとしましても、今回施工の事業者についても2者から3者で構成を組むことという応募要項にしておりました。

ですので、そういうチーム含めて設計と工事監理が一緒にならないと。その中で1者、2者、この要件を満たす事業者があつたとしても、結局このJVの構成が満たせなければ参加表明をすることができないということになりますので、できるだけ参加を見据えて検討を進めていたものの、期限内までに県の求めるJVの形が実現できなかったのというお声も実際に頂いて、それを記載させていただきました。

扶川敦委員

残った期間が少ないわけですが、同じような悩みを持っている業者があると想像され

るのですけれど、これはどんなふうにサポートされるのですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

次回、再公募に向けての対応についての御質問でございます。

今、再公募におきましては、スケジュール感を含めた検討をしているところでございますが、先ほどもお話ししましたが、今回は事業者との対話型というのでも検討しております。

こうなりますと、通常は、一度応募要項ですとかを公表してしまえば、公式な質問期間の中でそれを頂いて、お答えを返していくということしかないのですが、それに加えて対話をする事で、言葉でうまく言えませんが、過剰な対策をしてもらう必要がなくなってくるのかなと。

参加資格を満たして参加表明をするに至るまでの、より効率的な事業者側での検討のような形にもつながるのが、この対話ではないかと考えておまして、再公募においての一つの案として、対話を取り入れて質の向上、質の向上というのは事業者にとっても有利につながるものでございますので、そのあたりを考えているところです。

扶川敦委員

今も議論があった対話、非常にキーワードになると思います。

しっかり業者の声、実情を聞き取った上で、それにどう対応するかということが、これから月末に向けてのポイントではないかと私は思います。

A I もこういっていました。発注者側が事前に業界の声を聞き取るサウンディングや市場調査を行わず一方的に要件を提示するだけだと、事業者側が取組の準備ができず、結果的に応募が少なくなる傾向があると。正にこういうことというのはどこでもあるんですね。

昨日の答弁で、今おっしゃったようなことが言われました。その中で個別対応、外向きに共有するとか、業者側の体制もリクエストに応じたものか見ていくとかいうようなことをおっしゃいました。今の御答弁も、それに重なるものだと思いますし、先ほど北島委員に御答弁されたのも一緒ですね。

しっかり情報を公開して特定の業者に偏らないように公平に対応しながら、しかし中身はきっちり聞き取って、一つ一つ丁寧に対応することで、9月末までに再公募に踏み切るといふ、その段取りができるのだと思います。

具体的に、現時点、6者にヒアリングしたということですが、この6者の中で手を挙げそうな所というのはどのくらいあるのですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、ヒアリング対象の事業者についてお尋ねいただいております。

前回のプロポーザル中止を踏まえた御意見等を頂いたヒアリングでございます。また、再公募に向けて、我々は今、公募の形を検討しているところでございます。

また、例え中身が中途半端といいますか、検討段階であったとしても、具体の事業者に次の参加について明確に考えを求めるといふのは、少しルールの微妙な部分もございます。

ですので、我々としましては、この6者の中で今どのような考えでおられるか、また次の可能性というのは把握しておりません。

ただ、この6者の中には、前回のプロポーザルにおいて公式な質問を頂いた事業者も含まれております。

ですので、そこから頂いた声を反映しながら再公募の形を作るというのは、次回の参加表明、また事業者選定の可能性を高めるものであると認識しております。

扶川敦委員

具体的な企業名とか、数とかはいいですけど、ヒアリングをした結果、こういう声に応えれば9月末までに再公募をしても、きちんと応募してくるという手応えはありますか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、再公募に関して県側の感触というお尋ねでございます。

9月までの再公募といいますのも、私は昨日の経済委員会において、担当課としては具体的な公募開始のタイミングというのは、まだ言える状況ではないですが、9月中にはどうにか始めたいと、担当課としての思いをお伝えしたところでありまして、確実に、ここで切れ目があるかという、そういうわけではございません。ただ、速やかに、早期に開始して、ゴールにつなげたいという思いでございます。

また、今後に向けてですが、もちろん次も参加表明がないですとか、優先交渉権者が決まらないという状況にはなってはならないと考えておりますので、今の県の考えや方向性の中で、少しでも事業者選定に向けた可能性を高め、また高めることのできる公募の形ということで検討を進めて、スタートが切れたらという考えでおります。

扶川敦委員

要はヒアリングをしっかりと、公募の内容を、業者さんがきちんと手を挙げられるようなものに十分に練って、9月末までに再公募を掛けたいと、そういう意欲は分かりました。

その自信があるからそういうことをおっしゃっているのだらうと思いますが、1回公募を掛けたら、最終的に期間はどのくらいを考えているのですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

再公募の全体のスケジュールに関する御質問でございます。

再公募をスタートしてどのぐらいで全体のスケジュールを見ながら事業者選定に至るのかという部分、公募全体のそういう日程感につきましても、今、具体化に向けて検討を進めている段階でございますので、現時点におきましていつまでというのは申し上げられないというところです。

扶川敦委員

今回の公募の期間というのはどのくらいだったのですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、公募スケジュールに関しての御質問ですが、今回の5月9日に開始したプロポーザルにつきましては、5月9日開始で9月上・中旬に優先交渉権者の決定ということ

でしたので、約4か月とっております。

通常的设计施工一括発注方式のプロポーザルのスケジュール感と比較しましても、かなりスピード感のあるものになっております。

ただ前回、旧文化センター跡地におけます設計施工一括発注方式のプロポーザル、事業者募集につきましても、具体の日にちまでははっきりと申し上げられませんが、5月頭頃から9月上・中旬に掛けて実施して、9月の中旬には優先交渉権者の発表ができたと思いますので、そのあたりのスピード感というのは、極端に縮めたものではないという認識です。

ただ、事業者にとっては、もちろん時間があればあるほどいいというのは間違いないのだろうと感じております。

扶川敦委員

スピード感ということもおっしゃっているわけですから、これまで、過去も多少早かったとおっしゃいましたが、それより長くなるということはないという解釈でよろしいですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

過去のプロポーザルと比べてのスケジュール感ということでございますが、現在、再公募に向けましては全体のスケジュール、期間を含めて検討しておりますので、現段階において、それより早い遅いというのは申し上げられないというところでございます。

扶川敦委員

業者にとって時間があるほどいいというのも分かります。だからそこは、私は柔軟に考えたらいいと思うのです。その期間中に、もう少し時間をくださいと、そうしたら手を挙げられますよみたいな話があったら、柔軟に延ばしたらいいと思います。

昨日も重清議員が、もう後はないぞとおっしゃいましたけど、私はそれは少し言い過ぎだと思えますけれども、今度はそのぐらいの覚悟でやるのであれば、そこら辺も柔軟に考えて対応していただきたい。よろしいですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、再公募に向けた県の認識ということでございます。

5月に開始したプロポーザルが、参加表明なしで中止となったことを踏まえてヒアリングを実施して、その内容等も見ながら、再公募に向けた検討を進めているという状況でございます。

もちろん次があるというような認識ではなく、再公募を開始したら、ここで優先交渉権者を決めて、施設整備の実現につなげていくという思いで、今、少しでも可能性を高めるべく、公募の形の検討を進めているところでございます。

その部分につきましては、次のチャンスがどうこうということではなく、この再公募で決めるのだという認識で我々、取り組んでまいりますので、準備が出来次第、速やかに公募開始ができればというところです。

扶川敦委員

また後で金額のことも議論しますけれど、工期にしても金額にしても公募の期間にしても、できるだけ早く、できるだけお金を掛けず、できるだけいいものをとというのが目標なので、この1回出したものにめっちゃめっちゃこだわる必要はないと私は思っています。

もちろん、その都度、そこは目標にすべきですけれども、できるだけ早ければ施設も早くできるんですけど、ガラガラポンで元に戻してしまったら、また遅れるではないですか。

そんな馬鹿馬鹿しいことはすべきではないというのが私の考えでございますので、兎にも角にも、そこら辺は柔軟に対応して、早くいいホールができるようにしていただきたいと思います。

それから、業者選定審査会において、建築、まちづくり、舞台芸術関係者だけでなく、P P P / P F I 関係の専門家も関与していただいて、幅広い視点で審査するという答弁をされておりました。このP P P / P F I 関係の専門家とは、具体的にはどういう方を指すのですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、公募の審査におけます県側の体制に関して御質問を頂きました。

公募の形によりますが、事業者を選定する審査会におきましてP P P / P F I 関係など官民連携手法の専門家が関与するような、幅広い視点から審査できる県側の体制を整えたいというところでございます。

このP P P / P F I 関係の専門家というのは、P P P / P F I、官民連携の手法による事業のことでございますので、これまでそのような事例を多く見てきた方、また実際にそこに関する実績のある方、また深い知見を持っている方に関わっていただいて、その手法が導く施設の実現性、効率性みたいな点で、御助言いただくような形を考えております。

扶川敦委員

このP P P / P F I 方式というのは国土交通省も推進していて、その専門家みたいな者もいますよというアピールをしています。

国の紹介も受けたりして、そういうしっかりした人に参加していただくという理解でよろしいですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、専門家に関する御質問でございますが、どのような位置付けの方をどういう経緯で選定するかという部分につきましては、今後の再公募に関わる部分でございますので、お答えは控えさせていただきます。

扶川敦委員

分かりました。

しっかりした人を選んでいただきたいと思うのですが、ネットで調べておりましたらCM Rなんていう言葉を見つけまして、こういう方に関わってもらって。

ある会社のホームページを見たら、うちがやったものとアピールしていましたけれども、今日資料が出ている沖縄のアリーナも手掛けているらしいです。

コンストラクションマネージャーというのですか、専門的な知見を参考にしてE C I方式による施工会社の提案や設計施工者からのV Eの提案の精査を行い、品質の確保とコストの管理を両立して行い、当初に予定していた建設費から予算超過することなく工事を完了できたというようなことが国土交通省のホームページの資料で、沖縄アリーナの成果として報告されております。これはいいではないですか。

こういう専門家に力を借りるということも含めて、今度は背水の陣で臨んでいただきたいのですが、どうでしょう。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、今回の公募の体制についての御質問でございます。

CMですとかE C Iというのは、CMは、コンストラクションマネジメントで、施設整備する際に県側と伴走しながら設計や施工の状況を見て、効率化を高めていくというような役割でございます。

またE C Iというのは、考え方でございますが、施工の視点を入れながら設計の質を高めるといような視点もございます。

この両方の考え方といいますのは、設計施工一括発注方式の時も、また今、新たな公募の形を考える時も、我々、このあたりは考え方の柱として頭に置いております。

また、CM、コンストラクションマネジメントにつきましては、前回のプロポーザルで設計施工一括発注方式となった場合においても、設計段階においてはコンストラクションマネジメントの業者を選定して、より設計の質を高めていきたいという考えでございました。

ですので、他県の事例そのまま、同じような業者を置くということではございませんが、考え方としては、そのあたりはしっかり取り入れて、いい結果につなげたいという認識でおります。

扶川敦委員

是非そうしてください。

建設費の問題ですが、建設費を上げたら一挙に解決するかも分かりません。上げたらどうかという議論もありますけれども、これは幾らでもじゃぶじゃぶとお金を出したら手を挙げてくるのは当たり前話でしょうけれども。

しかし、できるだけ早くと同時に、ローコストでやってほしいというのは県民の声でございますし、知事の最大の公約の柱でもございました。

そうであれば、当初の金額を守っていこうという決意は当然だと私は思います。

ただその場合、昨日もちらっとおっしゃっていましたが、物価でスライドする分は、当然、最終的に反映させるのでしょうか。どんどんどん、一般の公共工事でもあります。期間中に上がってしまったら上げてあげますよね。そういう仕組みがあります。この公共工事、このホールについても、そういう考え方を持っているのは間違いないですね。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、スライド条項の考え方についての御質問を頂いております。

物価スライドの考え方につきましては、施設整備等におけます施工契約の中身として、通

常、項目記載されております。

一定程度の建設費の上昇等があった場合、事業者にも一部を御負担していただくこととなりますが、全体の金額を上げていく協議ができるというものでございます。

今度、再公募において業者選定して施工契約等を交わす場合におきましては、その契約約款の中でスライド条項はしっかり記載しておくという考えでおります。

扶川敦委員

分かりました。

これは当然だということですが、では、昨日も議論がありましたけど、今決めている金額はいつのものですか。いつ決まったのですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、今の施設整備の金額ということでございます。

今の金額といいますと、工事費162億円のことかと思えます。この金額につきましては、まず昨年の6月議会と記憶しておりますが、藍場浜公園西エリアにおけます事前調査の結果としまして、地下関連工事と本体工事で約154億円というような御報告をさせていただきました。

そこから約1年経って、この5月にプロポーザルの公募を始めたわけでございますが、その間の建設費の上昇指数を踏まえて、ここに8億円を上乗せする形で162億円という数字として、この公募をしたという状況でございます。

扶川敦委員

ということは、今度最終的に、もう1回公募するまでには、更に物価の上昇を加味するのですね。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

次回公募におけます金額に関するお尋ねでございますが、県としましては、本日御報告の資料にもありますとおり、再公募に当たって施設整備の金額、また工期、仕様というのは維持していきたいという考えでございます。

扶川敦委員

少し心配になりましたけど、僅かの間でも上がりますから、少しでも業者さんが参入しやすいようにするのであれば、公募の直前までの物価上昇は反映させるべきだと思います。

先ほども申し上げましたけれども、なぜ固定的に考える必要があるのか、私はさっぱり分からない。安心させてください。私の要望でございます。

さて、最後になりますが、ヒアリングでは、繰り返される整備計画変更へのリスクを感じるという指摘があった。これは6月の議会でも岡副委員長から厳しい指摘がありまして、私はつい反論してしまいましたが、そのとおりだと思います。それはそういう声があつて当然ですよ。

業者6者、業界団体2者のうち、どのくらいの者からこの問題が指摘されたのですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、ヒアリング結果に関するお尋ねでございますが、全体事業者6者のうち何者かというのはすぐ申し上げられませんが、複数者から、程度の強弱はあれ、こういうお声は頂いたところでございます。

扶川敦委員

当然だろうと思います。ここは何らかの対応をしなければいけないと私も思います。

信頼回復のために意見を申し上げておきますが、私はこれまで何度も申し上げてきましたけれども、場所の変更というのは決して知事の思い付き、趣味なんかで決めたものではないと思います。理由がある。

藍場浜公園西エリアへの新県立ホール設置というのは、駅周辺のにぎわいづくりに役立つわけですが、しかし知事の発案の眼目というのは、旧徳島市文化センター跡地に車両基地を持ってくると、北からの鉄道高架事業の整備が可能になり、停滞していた駅周辺のまちづくりが進むということにあったと私は理解しています。玉突きであったかなんていうのは、どうでもいいということを申し上げてきました。

鉄道高架の問題は付託の県土整備委員会で、また御報告と議論をさせていただく予定です。

東京で国土交通省から聞き取りまして、事業費の縮減とこうやれば事業が進むのではないかということを議論させていただこうと思いますが、それが私は知事と同じ考えで、今後、県民のためになると確信しております。

単に文化ホール建設という木だけを見るのではなくて、県都のまちづくりという森、更に言えば、県都を窓口にした県全体の活性化という森を見ようという知事の発想というのは、全く正しいと私は思って、ずっと支持しております。

ただし、もちろん迷惑をお掛けしたことにに関して、謙虚に謝罪をすることは大事です。昨日は仁木議員から協定の問題も出たので、時間があれば少し触れたいと思いますが、これまで業者さんとの話合いの中で、その点の謝罪なり、説明というのはどのようにされてきたのか教えてください。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、旧文化センター跡地の計画における事業者と県のやりとりに関して御質問を頂きました。

旧文化センター跡地におきますJV事業者の方々とは、今も主に代表企業とは定期的にやりとりをしてJV協定の扱いに関して共有しているところでございますが、これまでも県が見直しの方針を示して、見直し作業を進める中で、JVの皆さん全体との対話の機会を持ったこともございました。

その中で、県としましては、できる限り、その時点時点の県の考え方を現実的に、リアルにお伝えしていくこと、また今後の旧計画の事業者の皆さんの在り方、対応についても、県としての認識をそのままお伝えしていくことという形でやってまいりました。

例えば、明確な謝罪であるとか、何らかのコメントの発表というものはございませんが、発注者と受注者との関係の上で、言えることは言うという形で進めてきたものと認識しております。

扶川敦委員

明確なコメントを出していないということですね。

どうしてかなと思いますけれど。前のホールの協定の時にも、協定を破って申し訳ないみたいなことを言うと、それが後で訴訟の種になって損害賠償請求されるとか、そんなことを恐れて言えないのではないかと私は考えましたけれど、その後、そんなもので損害賠償請求なんかできないということを本会議でもずっと議論させてもらいました。

礼儀として、きちんと筋は通すべきだと思います。これは損害賠償請求してくださいと、する権利はあなたたちにありますよなんていう意味ではありませんが、この際きちんと、御迷惑を掛けたことについては申し訳ないと思いますと言うべきです。これは今後の対応としてお願いしたいと思います。

基本協定についても昨日少し議論がありましたが、3分ほどありますから少し触れますけど、この基本協定の19条に、双方が書面による合意がなければ変更することができないというのがありますけれども、ここの部分が今、協定を解除することを妨げているという解釈でいいのですか。

伊澤観光スポーツ文化部次長（文化振興課長事務取扱）

扶川委員より、J V協定の内容についての御確認がございました。

現在、旧計画のJ Vと解除に向けた協議を進めていくということをしてしておりますが、このJ V協定の中には県側からの強制的な解除に関する項目がございません。

ですので、今、扶川委員におっしゃっていただきました第19条というのは、協定内容の変更に係るものでございます。

県としましては、第21条にございます本協定書に定めのない事項、または本協定に関して疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする、この第21条に基づいて県の解除の考えをお示した上で、J V側の意見の合意を待っているという状況でございます。

扶川敦委員

分かりました。

この協定書の中には、雑誌とか、岡副委員長さんが紹介された方も入っております。

何度も言いますが、きちんと筋は通して、上から目線と取られないように、これは県民のためにどうしてもこうする必要があるという知事の決断でやったことなので、是非理解してほしいということをきっちりお話をして、そして謝罪すべきところは謝罪すべきだと、そういう意見を申し上げて終わります。

岡佑樹副委員長

確認だけ。不勉強でよく分からないところがあるので、確認させていただきたいのですけれども、先ほど発注の方式で、デザインビルドとPFIとあったではないですか。

北島委員さんからいろいろおっしゃっていただいて、非常に分かりやすかったですけれども。PFIというのは設計、建設、管理運営まで含んでやると。デザインビルドは設計と

建設ですよ。

お聞きしたいのですが、まだ決定ではないにせよ、次はPFI方式で募集を掛けようかというような話に流れがなっていると思うのですが、PFI方式で発注方法を決定した場合に、デザインビルド方式で申し込んでくるということはあるのでしょうか。

伊澤観光スポーツ文化部長（文化振興課長事務取扱）

ただいま、岡副委員長より、整備手法に関する御質問を頂きました。

例えばPFIで募集した時にデザインビルド、設計施工一括発注方式で応募できるかというところがございますが、県側が例えば法定PFIではないにせよ、PFI的な募集をしたとします。

この中に管理運営の提案をマストとしましたら、設計施工の一括発注方式の形での提案は受けられなくなると思います。

ただ、こういうやり方があるのかどうかというのがございますが、管理運営の提案を選択式にしたりしますと、両方来られる可能性はあるのかなと思いますが、審査等の公平性ですとか、難しさという問題は出てくるかなと思います。

今は検討中ですので、曖昧なところですが、以上の認識でございます。

岡佑樹副委員長

基本的に何を内容に入れるかなのしょうけど、PFIのこともいろいろ見てみたのです。

設計、建設、あと管理ぐらいまでは入っていて、運営はのけて指定管理に出していくとか、そんなのは見たことはあるのですが、いろいろ調べてみたのですけども、設計、施工だけでPFIをやっているという事例を見たことがないのです。

簡単に言うと、全体を包括して民間で取りあえず経費を出してもらっておいて、長期の契約を結んで、それに対して支払をしていくというのが、県としても一括で大きいお金が要らないというメリットが出てきたりとかすると思うのですけれど。

もし、もしといっても余り細かいことまで聞くつもりはなかったのですけれども、内容にもよるけれど、取りあえず、基本的にPFIでやると思ったら、いろんな管理運営まで含めて長期で契約を結んで、そういう業者さんに入ってきてもらうというのが一般的です。

それを設計、施工だけに限るようなことに対してのメリットとかって何か、考えられるものはありますか。

伊澤観光スポーツ文化部長（文化振興課長事務取扱）

岡副委員長より、整備手法のメリット等に関しての御質問でございます。

法定PFIにせよ、PFI的な事業にせよ、求める中で設計と施工のみで、例えばDB以外の方法でメリットは何かあるかという、なかなか難しい部分もございます。

ただ、手法としては、例えばPFIの別の表現でよく言われるのが、BTO、建てて所有権を民間から県に変えて、オペレーション、管理運営を業者をお願いするというのがございます。

それで、やり方としては、例えばBTという、設計して建てて終わるというのもあります。

これは、民間の資金調達のほうが、公の立場が事業の主体になるよりもメリットがある場

合に限られますので、あまり手法として事例は見られないかなと。やり方としてはあるんですけど、あまり今現在、現実的ではないかなというところです。事務的なお答えになりますが、以上です。

岡佑樹副委員長

分かりました。

岸本淳志委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてであります。11月4日から11月5日までの二日間の日程で、まちづくり・魅力向上対策に関する先進的な取組等を調査するため、群馬、東京、神奈川方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」という者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、まちづくり・魅力向上対策特別委員会を閉会いたします。（12時03分）